

標準化研究学会誌投稿規程

制定：2001年11月22日

改正：2004年03月01日

改正：2004年06月12日

改正：2007年11月14日

改正：2008年03月24日

改正：2015年03月03日

改正：2018年10月01日

改正：2025年07月01日

改正：2026年07月01日

1. 学会誌の目的

標準化研究学会誌（以下、本誌という）は、本学会の会則に明示された目的を推進するために、標準化に関する研究成果を公表することを主たる目的とする。

2. 学会誌の名称

学会誌の名称を『標準化研究』とする。

（国会図書館登録番号：ISSN1348-1320）

3. 投稿資格

学会誌への投稿者（連名者も含め）は当学会の正会員でなければならない。

4. 学会誌原著の種類と要件

学会誌に掲載する原著の種類は、研究論文[㊟]、研究論文、研究ノート、事例研究、解説、資料、書評とする。

（1）研究論文[㊟]、研究論文

研究論文[㊟]ならびに研究論文（以下、論文という）は、標準化に関する理論的、方法論的に新規性のある内容であり、かつ他の刊行物において未発表のオリジナルなものに限る。論文はまとまった研究成果を公表するものであり、その研究目的と結論が明示されていなければならない。なお、研究論文[㊟]ならびに研究論文の投稿に際しては、当学会の全国大会等において発表されていて、発表後2年以内に編集委員会にて受け付けられなければならない。

また投稿に際して主要な引用文献は同時に提出するものとする。

（2）研究ノート

研究ノートは標準化の問題に関する理論的、方法論的に新規性を有する内容である

が、中間報告的な速報性を求める研究報告であり、かつ他の刊行物において未発表のオリジナルなものに限る。

(3) 事例研究

事例研究は標準化に関する理論や方法などを実際に適用したもので、かつ他の刊行物において未発表のオリジナルなものに限る。

(4) 解説

解説は、標準化に関する理論や方法などを解説したものである。

(5) 資料

資料はデータの加工や整理をしたもので、かつ他の刊行物において未発表のオリジナルなものに限る。

5. 投稿原稿の審査および掲載

研究論文⑧の掲載可否については、2名以上のレフェリーの審査結果を基に、編集委員会がこれを決める。それ以外の原著の掲載可否については、1名以上のレフェリーの体裁チェックを基に、編集委員会がこれを決める。

6. 投稿原稿の体裁

研究論文⑧、研究論文、研究ノート、事例研究、解説、資料の書式については、論文原稿執筆要綱に定める。

7. 掲載料

(1) 研究論文⑧は、1件2万円を徴収する。

(2) 研究論文は、1件5千円を徴収する。

(3) 論文原稿執筆要綱に規定された枚数制限を超えた場合の追加料金は、1ページにつき3,000円徴収する。

(4) 学会誌に掲載する論文の別刷代は投稿者の負担とする。

8. 審査料

研究論文⑧の審査料は1件2万円とする。論文が不適となった場合も、2万円は返金しない。

9. 著作権

研究論文⑧、研究論文、研究ノート、事例研究、解説、資料の著作権は当学会に属するものとする。

10. 本規定の改廃

本規定の変更または廃止は、理事会の議を経て、これを行う。

【原稿送付先】

投稿原稿およびレフェリーの審査結果に基づく修正原稿は MS-Word と pdf ファイルで、下記宛に e-mail で送付するものとする。

〒464-0044 愛知県名古屋市千種区自由ヶ丘 2-49-2
愛知工業大学 経営学部 経営学科 石井研究室内
e-mail : s-ishii@aitech.ac.jp